平成２５年（フ）第８１１号
北九州市小倉南区徳力団地12番403号
債務者　賀屋　佳子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６１号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里387番地１
債務者　岩永ヒサヨ
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１７０号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1665番地14
債務者　待永いづみ
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦855番地
債務者　小森　広美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川2222番地６
債務者　中村　尚数
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２４２号
青森市金沢１丁目11番13号
債務者　岡本智栄子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
青森市金沢１丁目11番13号
債務者　岡本　美智
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
青森県むつ市大畑町正津川59番地
債務者　氣仙　真波
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
青森県五所川原市大字小曲字沼田97番地133
シュラトンハウスＡ棟101号室
債務者　秋元採喜こと　李　　採喜
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第８５６号
神戸市北区西大池２丁目７番102―403号
債務者　総合設計事務所こと　園田　孝行
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７８号
神戸市兵庫区荒田町１丁目５番３号
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４０号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目７番３号　ＮＫ兵庫ビル501、従前の住所神戸市兵庫区大開通７丁目１番14号　パールハイツ三輪403号
債務者　河田　　誠（旧姓市江）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４１号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目７番３号　ＮＫ兵庫ビル501、従前の住所神戸市兵庫区大開通７丁目１番14号　パールハイツ三輪403号
債務者　河田眞由美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９号
青森県八戸市湊高台３丁目17番10号、前住所東京都豊島区池袋３丁目38番７号　レオパレスサンホワイト202号
債務者　河村　美香
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２０７８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地３　豊山分譲住宅２Ｆ１
債務者　小泉　阿子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７号
山口県周南市羽島２丁目11番10―402号
債務者　渡邉　紀恵
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１３４号
山口県防府市緑町２丁目２番15―202号　市住50棟983号
債務者　七石　翔太
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係